

A large red circle is centered on the page, containing the main title text in white. The text is arranged in three lines: the first line is '日本酒輸出', the second line is 'ハンドブック', and the third line is '—台湾編—'. The characters '日' and 'ハ' are positioned to the left of the circle, partially overlapping its edge.

日本酒輸出 ハンドブック —台湾編—

2018年3月
ジェトロ 農林水産・食品部
国税庁 酒税課

はじめに

『日本酒輸出ハンドブック－台湾編－』は、これから日本酒の輸出を始める方を対象に、台湾への輸出に必要な情報をコンパクトにまとめたものです。

本編は、現地市場の状況を知るための「マーケット情報」、台湾に輸出する際に知っておくべき現地規則や流通イメージを得るための「輸出の留意点」の2部から構成されています。

さらに、初めて輸出をする方からよく聞かれる質問をまとめた「よくある輸出のQ&A」、日本国内の輸出業者、現地輸入業者をみつけるためのアドバイスとして「輸出のヒント」を盛り込みました。

2017年の日本酒の輸出は、金額、数量ともに過去最高を記録した前年をさらに上回る結果となりました。輸出額は186億7,900万円。台湾は輸出相手先5位（9億4,800万円）となっています。

本ハンドブックが、台湾向け日本酒輸出関係者の一助となれば幸いです。

2018年3月

ジェトロ 農林水産・食品部
国税庁 酒税課

Contents

台湾の日本酒マーケット 1


- Q どのくらいの日本酒が台湾に輸出されているのですか。
- Q 台湾での日本酒の取り扱い状況を教えてください。
- Q 販売店舗と販売価格を教えてください。

台湾向け輸出の留意点 7

- Q ラベルの表示にきまりはありますか。
- Q 現地での輸入手続きと、輸出者として留意すべき事項があれば、教えてください。
- Q 日本から台湾の小売店に届くまでには、何日くらいかかりますか？
- Q その他、台湾向けの輸出で注意すべき事項があれば、教えてください。
- Q 輸入関税、その他諸税について教えてください。

よくある輸出のQ&A 13

輸出のヒント 23



台湾の
日本酒
マーケット

基本データ

人口	2,354万人(2016年末) 出所: 内政統計年報外部
在留邦人	21,887人 出所: 外務省「海外在留邦人数調査統計(平成29年要約版)」
日系経済団体	台北市日本工商会会員企業 464社 (2016年12月時点) 台湾日本人会 法人会員 293社 (2014年12月末時点)
宗教	仏教、道教、キリスト教
言語	中国語(公用語)、閩南語(台湾語)、客家語

日本からの 農林水産物・ 食品輸出

台湾は4位

順位	国・地域	2016年 (100万円)	2017年 (100万円)	前年比 (%)
—	農林水産物・食品 輸出合計	750,214	807,267	+7.6%
1	香港	185,300	187,686	+1.3%
2	米国	104,461	111,549	+6.8%
3	中国	89,872	100,814	+12.2%
4	台湾	93,080	83,783	△10.0%
5	韓国	51,126	59,674	+16.7%

日本の台湾向け 農林水産物・食 品輸出の 主要品目

アルコール飲料は2位

	2016年	2017年
1	たばこ 111億円	りんご 78億円
2	りんご 98億円	アルコール飲料 53億円
3	さんご 55億円	ソース混合調味料 53億円
4	ソース混合調味料 47億円	さんご 36億円
5	アルコール飲料 46億円	ホタテ 33億円
6	ホタテ 33億円	清涼飲料水 24億円
7	豚の皮(原皮) 29億円	菓子(米菓を除く) 22億円
8	菓子(米菓を除く) 22億円	豚の皮(原皮) 21億円
9	清涼飲料水 20億円	たばこ 16億円
10	ながいも 13億円	酪農品-粉乳等 15億円



どのくらいの日酒が台湾に輸出されているのですか。



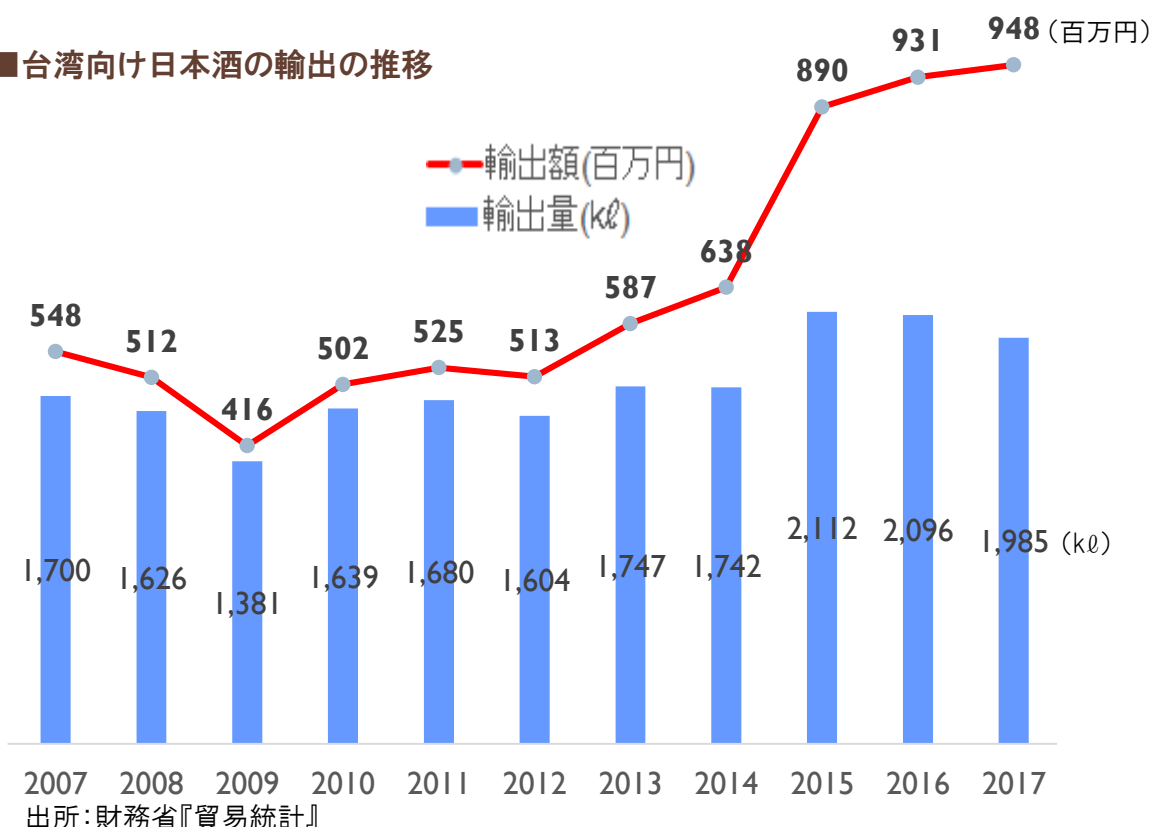
年間約2000kℓ、1升瓶にすると約110万本が日本から輸出されています。

日本からの清酒の輸出量を過去10年間(2007～2017年)で見ると、2009年に急減したものの、ほぼ1,700kℓ前後で推移し、2015年から2,000kℓ前後で推移しています。一方、同期間の輸出額は2009年を除き、5億円台で推移し、2015年から9億円台で推移しています。

2015年以降は数量は減少しているものの、金額は増加傾向にあります。高級な日本酒が売れていることがうかがえます。

台湾に輸入された清酒の99%は日本からのもので、その他、韓国、米国からも輸入されていますが、その数はわずかです。日本を除く、海外からの輸入が少ない背景には、ナショナルブランド(台湾産)の低価格の清酒が普及していることがあげられます。

■台湾向け日本酒の輸出の推移





台湾での日本酒の取り扱い状況を教えてください。

廉価版ではナショナルブランド、日本産では地酒の取り扱いが増えています。

▶ 大手メーカーの銘柄に加え、地酒の輸入が増加

かつて台湾で販売されていた日本酒は、大手メーカーの比較的価格の手ごろな商品が中心でしたが、最近は地酒が輸入されるようになりました。地酒は主に日本料理店などで、日本酒愛好家に好まれ、価格重視のナショナルブランドと、味わいを求める日本の地酒とで、購買層が分かれているようです。

▶ 台湾のナショナルブランドの日本酒

台湾では、現地生産のナショナルブランドが、スーパーマーケットやコンビニエンスストアにおいて600mlで150元(約400円)で販売されています。

また、台湾郊外に農業組合が運営する酒蔵が誕生し、日本の酒造メーカーの指導のもとで清酒の製造が行われています。ここでは、純米吟醸など、これまでのナショナルブランドに対しワンランク上の日本の高級清酒を目指した酒造りがされています。

Topic

小売店での販売状況

台湾の小売店では、日本酒の取り扱いに際して、「買い取り」でなく、「置き売り」(消化仕入)を条件としている場合が多いようです。この条件では、売場に商品を置いてもらえますが、売れた分しか代金を受け取れません。

実際、小売店では高級酒も売場に並んでいますが、回転率が低いものが多く、回転率の高い酒は安価な酒であるようです。



販売店舗と販売価格を教えてください。



地酒の取り扱い店舗が増加中。
販売価格は日本の2倍以上。

▶ 百貨店、専門店などでの取り扱いが拡大

台湾のナショナルブランドや日本の大手銘柄の商品は、スーパーマーケットやコンビニエンスストアでも販売されています。日本から輸入された地酒に関しては、輸入元から日本料理店に卸されるほか、百貨店、高級スーパーマーケット、酒専門店での取り扱いが増えています。

▶ 販売価格は日本国内の2～3倍

日本酒にかかる関税率が40%と高いことから、台湾では日本国内に比べ2～3倍の価格で販売されています。

廉価版としては、台湾のナショナルブランドが底値で、600mlで150元(約400円)で販売されています。また、日本の地酒人気の高まりから、台湾現地生産の清酒にも純米吟醸などの高級酒が造られるようになり、日本円で2,000円を超えるような価格帯もみられます。

Topic どのようなラベルが人気があるか

レストランや輸入・卸業者へのヒアリングによると、日本酒のラベルはどの銘柄もデザインが似たようなものが多い印象があるため、モダンなもの、ファッショナブルなもの、色のついたボトルが好印象のようです。

A large red circle is positioned in the upper right quadrant of the page. Inside the circle, the text '台湾向け輸出の留意点' is written in white, bold, sans-serif characters, arranged in three lines.

台湾向け
輸出の
留意点



ラベルの表示にきまりはありますか。

消費者保護のため、以下の 実施規定が制定されています。

以下の項目について、中国語(繁体字)で、読みやすく、背景にはつきりとした対象を示す文字でラベル表示をしなければなりません(菸酒管理法(タバコ酒類管理法)第32条、酒類標示管理辦法第3条)。

1. 商品名(輸入酒の場合、中国語(繁体字)表示でなくても可能)
2. 商品の種類
3. アルコール度数
4. 生産地
5. 製造業者名・住所(輸入酒の場合、中国語(繁体字)表示でなくても可能)
6. 輸入業者名・住所
7. 内容量
8. 賞味期限、製造年月日

アルコール分7%以下の酒類は賞味期限、または瓶詰年月日を記入しなければなりません。また、瓶詰年月日を記載する場合は、賞味期限も併記しなければなりません。

9. 「飲酒過量、有害健康」(飲みすぎは身体に悪影響を与えます)などの警告の記載(酒類標示管理辦法第11条に定型警告文例あり)
10. その他

製造業者・輸入者はラベルに酒齢、特定の地域呼称(Geographical Indications)などを表示することができます。

参考サイト

独立行政法人酒類総合研究所『日本酒ラベルの用語辞典』
<http://www.nrib.go.jp/sake/nlzeiten.htm>

酒類標示管理辦法
(中国語)

<http://law.moj.gov.tw/Law/LawSearchResult.aspx?p=A&t=A1A2E1F1&k1=%E9%85%92%E9%A1%9E%E6%A8%99%E7%A4%BA%E7%AE%A1%E7%90%86%E8%BE%A6%E6%B3%95>

(英語)

<http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawContent.aspx?PCODE=G0330014>



現地での輸入手続きと、輸出者として留意すべき事項があれば教えてください。



現地では以下の手続きが必要となります。

1. 輸入許可の取得が必要です

台湾で酒類を輸入するには、政府主管機関(財政部)に輸入許可を申請して、輸入許可を取得する必要があります。輸入許可書の申請には約2週間かかります。既存の法人が酒類輸入業者となるには、財政部に酒類輸入業者許可設立申請書、会社(商業)登記証明、その他の資料を提出し、輸入許可書の交付を受けて営業ができます。

2. 輸入手続きには以下の書類を提出します

台湾における酒類の輸入については、タバコ酒類管理法、進口酒類査驗管理辦法(輸入酒類検査法)で規定されています。輸入の際には以下の書類を財政部国庫署に提出します。

- 輸入検査申請書
- 輸入申告書
- 輸入酒類の基本資料申告書
- 原産地証明書
- その他必要な資料(酒類輸入業者許可書または財政部の酒類輸入許可書の photocopy など)

輸入時には輸入酒類検査管理法にもとづく検査が行われ、合格すると税関に電子資料で通知され、酒類輸入業者にもメール等で通知されます。

3. 輸入検査に合格しなければなりません

酒類輸入の衛生基準として、メタノール、鉛、二酸化硫黄などの最大許容量が定められています。

検査方法としては、全ロット検査、抜き取りロット検査、書面審査があります。書面審査で許可されるのは、輸入検査で合格したことがあるもの、抜き取り検査で抽出されていないもの、台湾が承認している海外の分析機関(日本:独立行政法人酒類総合研究所)が過去2年以内に当該酒類について発行した試験報告、検査証明をもっているものなどです。



日本から台湾の小売店に届くまでには、何日くらいかかりますか？



生産者が商品を出荷してから
最大で約1ヶ月で小売店に届きます。

JETRO

台湾

日本酒の流通経路・時間

流通（物流）経路、時間、および商慣習

流通（物流）経路	所要時間（日数）	備考
生産者 → 輸出業者	4-5日	蔵元→指定倉庫→コンテナに掲載し、コンテナが船に載るまで
輸出業者 → 通関（港）	3-4日	船に載せてから出船まで
輸送（船）	3-5日	九州→台湾基隆
通関（港） → 輸入業者（乙仲）	8-14日	通関での検品&検査（放射線検査有りの場合）
輸入業者（乙仲） → 小売業者	1-2日	輸入業者から小売業者指定倉庫まで
小売業者 → 一般消費者	1日～	出荷可能

JETRO

台湾

日本酒の流通費用

流通（物流）費用（一般概算）

輸送形態 海上コンテナ（混載）

場面	コスト					商慣習等	
	項目	(税) 率等	計算内容	出荷額=100	輸入価額=100		
生産者 ↓ 輸出業者	出荷額		A	100			
輸出業者	輸送費等	10%	A×1.10	B	110		
輸出業者 ↓ 船会社等	輸送費等	10%	B×1.10	C	121	輸送費、手数料等	
通関（港） ↓ 輸入業者	関税等	40%+	C×1.40 +その他の税	D	169 +その他の税	<ul style="list-style-type: none"> ・関税40% ・酒税 7元 × アルコール度数 × リットル（アルコール度数15%、1.8ℓであれば189元） ・貿易推進サービス費：CIF価格 × 0.04% ・営業税：（CIF価格+関税） × 5% など 	
	通関手数料	2.5%	D×1.025	E	174+	100	約2.5%ぐらい（検品料は含まず）
卸売業者 ↓ 一般消費者	マージン等	60%	E ÷ (1-0.6)	F	434+	250	コストを約40%設定。約60%抜く。 輸入業者=卸売業者 □ 一般消費者の場合。



その他、台湾向けの輸出で注意すべき事項があれば教えてください。



品質管理について伝えること。
関係法規も確認しておきましょう。

▶ **保管場所、消費期限の厳守を伝えましょう。**

高温多湿の土地柄ですので、日本酒の保管は冷蔵庫、冷暗所、地下室などが適切です。契約書には、この点と消費期限を厳守することも明記することをお勧めします。

▶ **タバコ酒類管理法における販売上の注意**

台湾では、酒類を自動販売機、通販、ネット販売など、購入者の年齢を識別できない方法で販売することは禁止されています(タバコ酒類管理法第31条)。また、賞味期限を過ぎたものは販売してはいけません。

酒の広告およびセールスを行う場合、「飲酒過量，有害健康」(飲みすぎは身体に悪影響を与えます)などの警告を表示しなければなりません(タバコ酒類管理法第37条)。飲酒の奨励なども禁止されているので、注意が必要です。

参考サイト

【関係法令】

タバコ酒類管理法(菸酒管理法):

<https://www.nta.gov.tw/web/AnnC/uptAnnC.aspx?c0=268&p0=4421>

酒類標示管理辦法

<https://www.nta.gov.tw/web/AnnC/uptAnnC.aspx?c0=268&p0=4419>

輸入酒類検査法(進口酒類查驗管理辦法):

<https://www.nta.gov.tw/web/ContentA/ContentA.aspx?c0=190>



輸入関税、その他諸税について 教えてください。

輸入関税、タバコ酒類税のほか 貿易開拓サービス費等がかかります。

1. 関税

- 日本酒

HSコード:2206.00(醸造酒)
関税率はCIF価格の40%です。

- 焼酎

HSコード:2208.90(蒸留酒)
蒸留酒の関税率は無税の場合と40%の場合があります。

- ビール

HSコード:2203.00(その他の醸造酒)
関税は無税です。

2. タバコ酒類税

一般的に日本酒はその他の醸造酒類(Other brewed alcohol)、焼酎は蒸留酒(Distilled alcohol)に分類され、合成清酒は再製酒類(Reprocessed alcoholic beverage)に分類されます。製造工程や原料によって酒類の属性が異なるため、個別に判断されます。

ビール:1ℓあたり26台湾元

その他の醸造酒:アルコール度数 × 7台湾元 × ℓ

蒸留酒:アルコール度数 × 2.5台湾元 × ℓ

再製酒:〈アルコール度数20%超〉185台湾元 × ℓ

〈アルコール度数20%以下〉アルコール度数 × 7台湾元 × ℓ

たとえば、アルコール度数15%の日本酒のタバコ酒類税の計算式は以下のとおりになります。

1升(1.8ℓ)の場合:15度 × 7台湾元 × 1.8 = 189台湾元

4合(720ml)の場合:15度 × 7台湾元 × 0.72 = 75.6台湾元

3. その他

貿易促進サービス費(CIF価格 × 0.04%)、
営業税(CIF価格と関税の合計額 × 5%)
がかかります。

A green circle containing the text 'よくある 輸出の Q&A' in white Japanese characters.

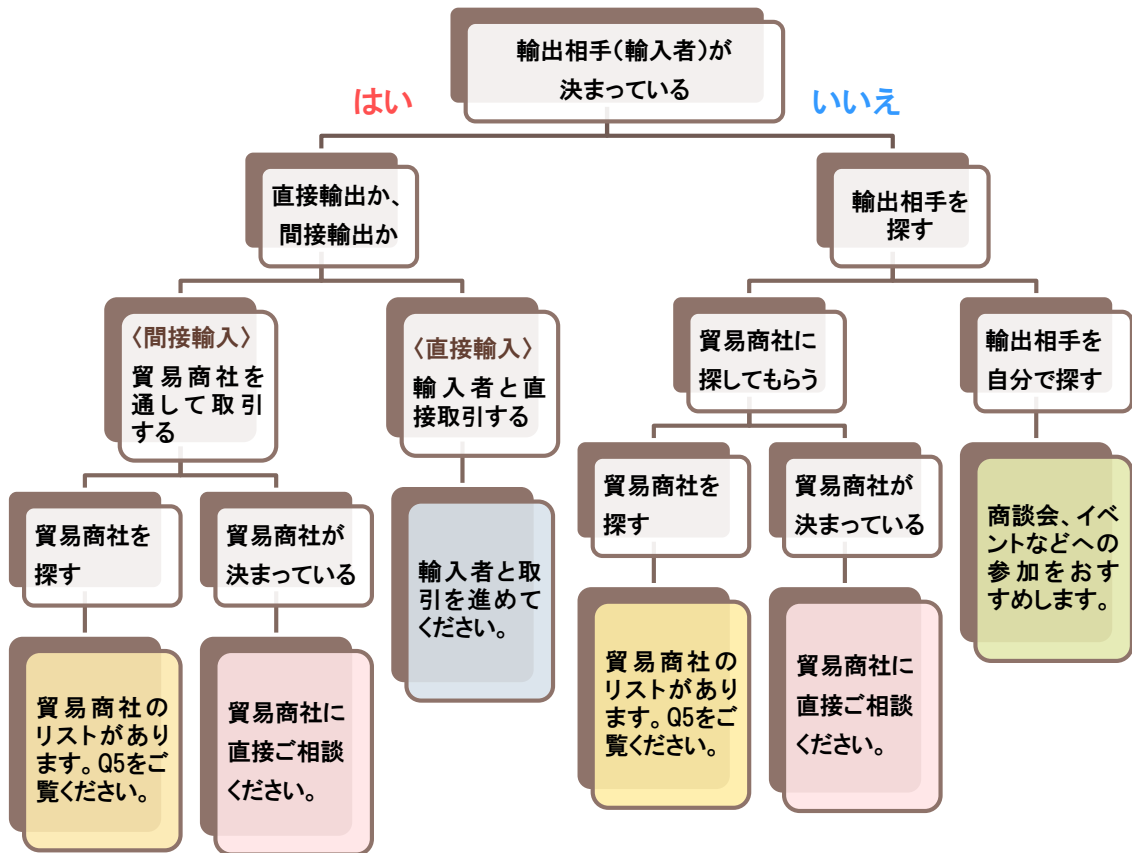
よくある
輸出の
Q&A

Q¹

輸出をしたいけれど、
何から始めたらよいかわかりません。

A

フローチャートでみてみましょう。



初めての輸出、
うまくいか
心配です...

貿易商社を通しての取引をおすすめします。

初めての輸出であれば、貿易商社を通しての間接輸出をおすすめします。貿易商社を通さずに直接輸出する場合、現地の言語もしくは英語での交渉が必須となり、相応の社内体制と人材が必要となります。また、海外からの代金回収にはリスクを伴います。

間接輸出であれば、国内の貿易商社との受発注で、代金も国内決済です。まずは、間接取引で慣れてから、直接取引を考えてみるとよいでしょう。

Q²

輸出の流れを教えてください。

A

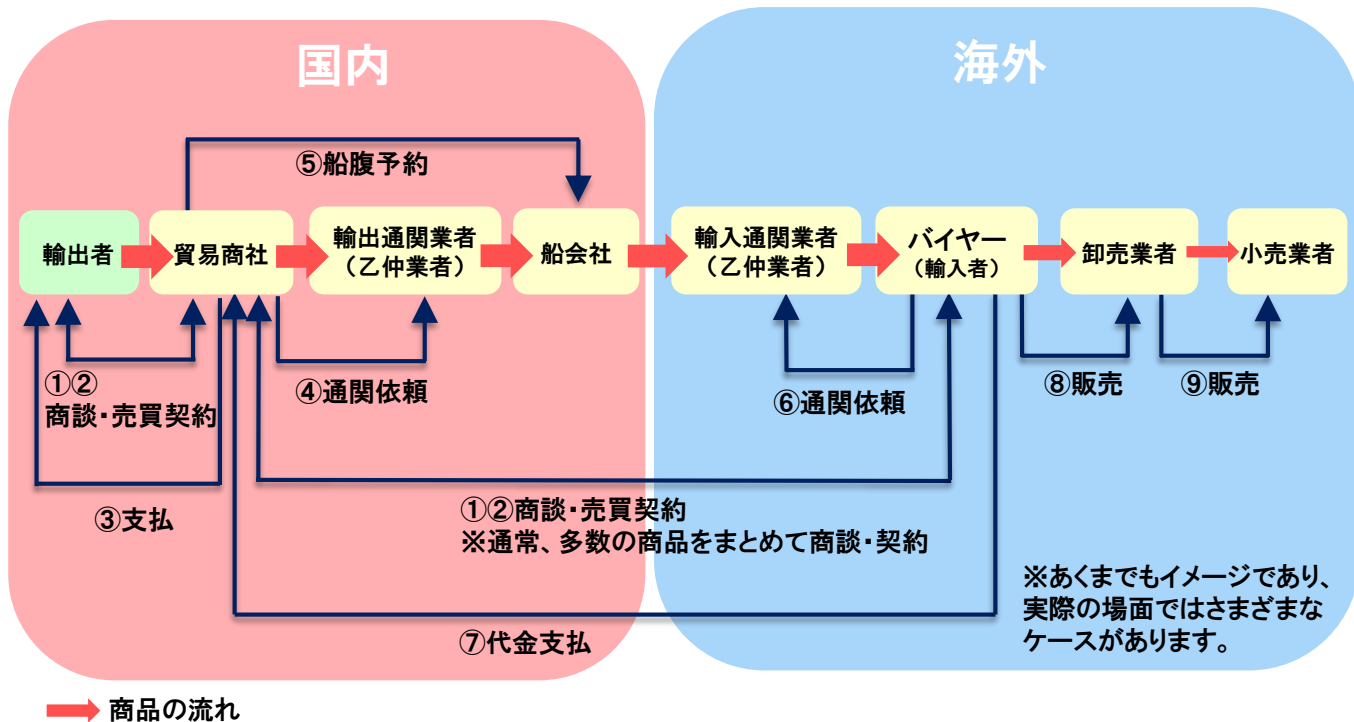
貿易会社を通す場合と、通さない場合で異なります。

▶ 間接輸出(貿易会社を通して行う場合)

貿易会社を通して輸出を行う場合、日本側の輸出者は①日本の貿易会社と商談を行い、②売買契約を結びます。貿易会社もまた、①海外のバイヤー(インポーター)と商談を行い、②売買契約を結びます。二つの商談および売買契約のタイミングは、ケースによってさまざまです。

③貿易会社から輸出者に商品の代金が支払われます。貿易会社は輸出通関業者(乙仲業者)に④通関依頼を行います。また、⑤船会社に船腹予約を行います。

現地に貨物が到着したところで、バイヤーから現地の輸入通関業者に⑥通関依頼が行われ、バイヤーから⑧卸売業者、⑨小売業者へと商品が販売されます。⑦代金は、バイヤーから貿易会社に支払われます。



注)バイヤーと商談成約後に、バイヤーから日本国内の貿易会社を指定されるケースも多い。

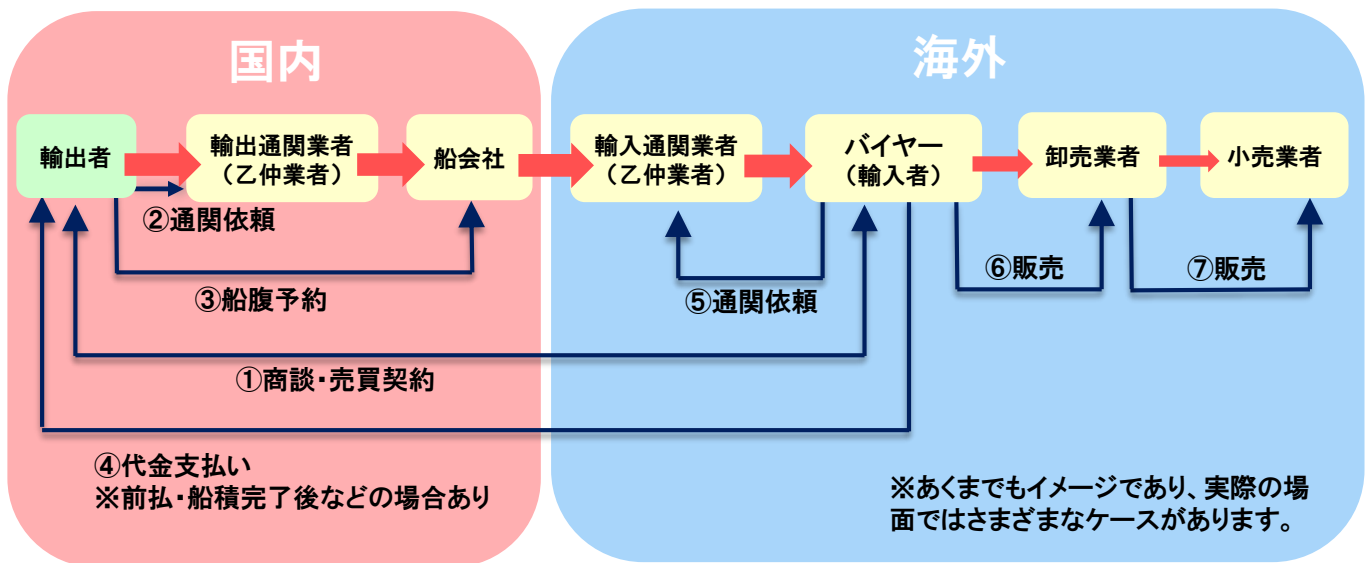
「直接輸出」については次頁 ▶

▶ 直接輸出(貿易会社を通さない場合)

貿易会社を通さずに輸出を行う場合、①日本側の輸出者は海外のバイヤー(輸入者)と商談を行います。売買契約が成立したところで、②輸出者は輸出通関業者(乙仲業者)に通関依頼を行い、③船会社に船腹予約を行います。

④支払いのタイミングはさまざまですが、通常、前払い、もしくは船積み完了後にバイヤーから輸出者に代金が支払われます。

現地に貨物が到着したところで、⑤バイヤーから現地の輸入通関業者に通関依頼が行われ、バイヤーから⑥卸売業者、⑦小売業者へと商品が販売されます。



→ 商品の流れ



船腹の予約

船腹の予約の際には、使用するコンテナの種類を決めなければなりません。酒類の輸送に使われるコンテナには、「ドライコンテナ」と「リーファーコンテナ」があります。

ドライコンテナは一般的なコンテナで、価格はリーファーコンテナに比べ安いのですが、温度管理はできません。

リーファーコンテナは、コンテナ内部に冷凍機がついており、壁には断熱材が入っています。冷凍機と断熱材の厚みの分、ドライコンテナより内寸が狭くなっていますが、一定の温度で貨物を運ぶことができます。

商品の品質保持のためには、リーファーコンテナが有効ですが、仕向け地や輸送コストとの兼ね合いによります。

Q³ A

輸出手続きに必要な書類を教えてください。

以下の書類が必要です。

- 輸出申告書
- コマーシャル・インボイス(商業送り状)
- パッキングリスト(梱包明細書)
- シッピング・インストラクション(船積依頼書)
- 委任状
- ブッキングリスト(船腹予約書)
- その他

海上貨物保険などを付保する際は、その申込書が必要となります。

間接輸出

貿易商社を通しての間接輸出の場合、書類のほとんどは貿易商社が用意することになります。ただし、原材料や輸出する貨物の個数、重量、容積など、製品に関する情報は貿易商社にはわからないため、情報の提供が求められます。

直接輸出

貿易商社を通さず直接輸出する場合は、書類の作成から船腹の予約、通関業者への依頼をすべて輸出者が行います。

□ 輸出申告書

日本から海外に貨物を輸出する際に税関に提出する書類です。書類の受理によって輸出許可を得ます。

□ コマーシャル・インボイス(商業送り状)

日本語で言うと「送り状」または「仕入書」です。この書類は輸出通関時に輸出申告書と一緒に税関に提出する必要があります(関税法第68条第1項)。そして、関税法施行令第60条第1項では「仕入書への記載事項」が、以下のように定められています。

- ① 当該貨物の記号、② 番号、③ 品名、④ 品種、⑤ 数量および価格、⑥ 当該貨物の仕入書の作成地、⑦ 作成の年月日、⑧ 仕向地および仕向人

このほか、一般に記載すべき内容としては、輸出者名・住所、輸入者名・住所、船名、出港予定日、出港場所、入港場所、契約条件(インコタームズに基づくものなど)、支払方法などです。

□ パッキングリスト(梱包明細書)

日本語で言うと「梱包明細書」です。これは船積み明細ともよばれ、輸出する貨物の個数、重量、容積(立方米)等が記載されています。法律上では税関提出書類とはされていませんが、商慣習上では添付するのが一般的です。

また、関税法68条第2項で「仕入書だけで輸入貨物の課税標準(関税・消費税の計算根拠)を決定することが困難なときは、税関は必要な書類を提出させることができる」と規定されています。輸出書類に関しても、この規定が準用されますので、最初から用意しておいたほうがよいでしょう。

□ シッピング・インストラクション(船積依頼書)

Bill of Lading(船荷証券:B/L)もしくは、Air Waybill(航空貨物運送状)を作成するための情報として、通関業者から指定された内容を通関業者が指定した書式、もしくは任意の書式に記載します。この書式のことをシッピング・インストラクションといいます。この情報をもとにB/LやAir Waybillが作成されるので、間違いのないよう十分注意をして作成してください。

□ 委任状

通関業者と初めて取引を行うときに用意すべき書類です。通関業法第22条第1項では、通関業者は通関業務に際して帳簿類を設けることが明記されており、かつ、それらを一定期間保存することが義務付けられています。その帳簿の一つとして、通関業法施行令第8条第2項第2号で、「通関業者は通関業務に関し、依頼者から依頼を受けたことを証する書類」があげられています。そのために通関業者は任意の書式で「委任状」を顧客(輸出入通関を依頼した者)より取得しています。

□ ブッキングリスト(船腹予約書)

船腹の予約をする際に提出します。

HSコードって
何ですか？

HSは商品につけられた世界共通の「背番号」

「HSコード」とは、ありとあらゆる商品の名称および分類を世界的に統一する目的で作られた6桁のコード番号のことで、日本語では「輸出入統計品目番号」「関税番号」「税番」などとよばれます。6桁の数字は世界共通の番号で、さらに細かい分類は国によって異なります。例えば、日本から輸出する際の清酒のHSコードは「2206.00-200」、ですが、米国で日本酒を輸入する際は「2206.00-4500」、香港で輸入する際は「2206-00-90」が使われます。

実務面においては、通関時にHSコードを特定する必要があります。また、輸出の場合、輸入者が当該国の輸入税額を特定するために、輸出者に6桁のHSコードを尋ねてくる可能性があります。

HSの分類改訂は、時代の流れに沿って、ほぼ5年ごとに定期的に見直しが行われます。

Q⁴ 酒類の輸出には免許が必要ですか？

A 酒類の輸出には「輸出酒類卸売業免許」が必要です。

酒類の輸出には、「輸出酒類卸売業免許」が必要になります。
輸出酒類卸売業免許については、税務署の酒類指導官にお問い合わせください。

(注)酒類製造者が自ら製造した酒類を輸出する場合には、この免許は必要ありません。

Q⁵ 貿易商社や輸出相手はどのように探したらよいでしょうか。

A 展示会、商談会などの参加が有効です。

輸出相手、貿易商社などが決まっていない場合は、国内外のバイヤーが集まる展示会・商談会などへの参加が有効です。

また、ジェトロが取りまとめたジェトロ農林水産物・食品 輸出協力企業リストも活用できます。

●ジェトロ農林水産物・食品 輸出協力企業リスト

https://www.jetro.go.jp/industry/foods/trading_company_list.html

Q⁶ 輸出免税があると聞いたのですが。

A 輸出のために、酒類製造場から移出した酒類については、所定の手続きにより酒税が免除されます。

酒類製造者が自ら輸出、または輸出業者を通じて輸出するために、酒類製造場から移出した酒類については、所定の手続きにより酒税が免除されます。

当該酒類に係る酒税が免除されるためには、所轄税務署に対し、次の要件を満たした酒税納税申告書の提出が必要です。

- ① 期限内申告であること。
- ② 申告書に輸出(未納税移出)した酒類の税率適用区分、数量等を記載した酒類の明細書等を添付すること。

なお、諸手続きは、製造者が自ら輸出する場合と、輸出業者を通じて輸出する場合で異なります。詳しくは、税務署の酒類指導官までお問い合わせください。

● 国税庁『酒類の輸出免税等の手続きについて』

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sake/01.pdf>

直接輸出に関するQ&A

Q⁷ 輸出通関業者(乙仲業者)を探す方法を教えてください。

A **日本通関業連合会の検索システムが便利です。**

日本通関業連合会のインターネット検索システムでは、通関手続きを行う輸出貨物の出荷港(海港、空港)や品目から通関業者の検索ができます。

通関業者検索システム

<http://www.tsukangyo.or.jp/search/>

Q⁸ 通貨の違いによるリスクはありますか？

A **直接輸出の場合は為替変動のリスクがあります。**

自国通貨と異なる通貨で取引する場合、自国通貨へ交換する際の外国為替相場は日々変動するため、為替の変動リスクが発生します。特に相場の変動が激しい場合は、売買の利益がなくなる可能性もあるため、あらかじめリスクの回避策を講じておく必要があります。方法としては、取引通貨を自国通貨とすることが確実ですが、それが難しい場合は、為替予約※などいくつかの方法があります。

※将来の一定期間に一定の為替相場(レート)で外貨を売買する契約。

Q⁹ 代金をきちんと回収できるか心配です。

A **全額もしくは半額の前払いが安全です。**

貿易取引は、国内取引と違って、商品の授受と代金の支払いを同時に行うことは困難であり、時間差が生じます。したがって、後払いの場合は、輸出者が代金回収前に商品を出荷することになるため、代金を回収できないリスクを負うこととなります。リスクを回避するためには、代金の全額もしくは半額を前払いでもらうことをおすすめします。

また、信用状を利用して銀行が代金の支払いを保証することで未払いのリスクを回避することもできますが、実際使われるケースは少ないようです。



輸送時に商品が破損した場合の保障はありますか。

貨物海上保険を付保すれば損害をカバーできます。

貿易取引は、一般的に国内取引に比べ輸送距離が長いこと、運送に時間がかかるとともに運送上の事故による貨物の変質や損傷などの損害が生じるリスクも高くなります。このリスクを回避するために、貨物海上保険※を付保して損害をカバーすることが必要です。

付保する条件によりますが、万一貨物への損害が生じた場合は、通常CIF価格に10%の希望利益を加えた保険金額を限度として保険金の支払いを受けることができます。なお、貨物海上保険は輸出、輸入、三国間貿易を対象とし、航空貨物に関するものも含まれます。

付保する条件は、当該貨物が輸送中に遭遇するリスクに対して、必要十分なものとしなければなりません。また、自身のために保険をかけるのか、販売相手のために保険をかけるのか、売買条件によって異なってきますので、特にCIF、CIP条件での契約の場合は契約時に相手方と保険条件について十分つめておくことが必要です。


※貨物の海上輸送中の危険を担保する保険。



輸出の
ヒント

1 商談会、見本市などのイベントを活用しましょう

日本および世界各地で開催される商談会や見本市などのイベントは、国内外のバイヤーと出会うチャンスです。商談相手のバイヤーは、基本的に日本製品に興味があるので、自社製品の売り込みの場として最適です。自社製品に対するコメントや、市場の傾向、競合商品の動向をバイヤーから直接聞くことができます。また、時間、経費両面でも効果的といえます。



JETROの
取り組み

JETROでは、日本酒の輸出に関する商談会やイベントを開催しています。参加者の募集等はウェブサイトの「イベント情報（農林水産・食品）」に掲載されますので、ご確認ください。
<https://www.jetro.go.jp/industrytop/foods/>

■ SIAL CHINA (上海)

中国最大級の食品・飲料見本市。

<http://www.sialchina.com/>

■ FHC CHINA (上海)

中国で行われる大規模な国際食品見本市。

<http://www.fhcchina.com/en/>

■ FOOD EXPO (香港)

香港最大の国際食品見本市。日本からの出展数は参加国中最大。

<http://m.hktdc.com/fair/hkfoodexpo-en/HKTDC-Food-Expo.html>

■ International Wine & Spirits Fair (香港)

アジア最大級の酒類専門見本市。

<http://m.hktdc.com/fair/hkwinefair-en/HKTDC-Hong-Kong-International-Wine-and-Spirits-Fair.html?>

■ FOOD TAIPEI (台北)

台湾最大の食品見本市。

<https://www.foodtaipei.com.tw/>

■ FOOD WEEK (ソウル)

韓国最大の国際食品見本市。

<http://foodweek.co.kr/wp/>

■ Thaifex (バンコク)

アジア最大規模の国際食品見本市。

<https://thaifexworldoffoodasia.com/>

■ EQUIPOTEL(サンパウロ)

50年の歴史を持つ、南米で最大級のホテル・レストラン関連見本市。

<http://www.equipotel.com.br/>

■ SUMMER FANCY FOOD SHOW (ニューヨーク)

米国東海岸最大級の総合食品見本市。

<https://www.specialtyfood.com/shows-events/>

■ WINTER FANCY FOOD SHOW (サンフランシスコ)

日本食ユーザーが最も多い米国西海岸で最大級の食品見本市。

https://www.jetro.go.jp/j-messe/tradefair/WinterFancy_58872

■ PROWEIN (デュッセルドルフ)

世界最大のワイン&スピリッツ見本市。

<https://www.prowein.com/>

■ SIAL (パリ)

欧州最大級の食品・飲料見本市。日本からは、飲料、調味料、米を中心に出品されている。

<https://www.sialparis.fr/>

■ SIRHA (リヨン)

欧州最大の外食見本市。

<http://www.sirha.com/>

■ BIOFACH (ニュルンベルク)

欧州最大級のオーガニック見本市。

<https://www.biofach.de/>

■ IFE (ロンドン)

英国最大の総合食品見本市。

<http://www.ife.co.uk/>

2 輸出に関するご質問は 相談窓口をご利用ください。

◆JETRO農林水産・食品輸出相談窓口 (1/3)

事務所名	電話番号	所在地
本部	03-3582-5646	〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階
大阪本部	06-4705-8601	〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング29階
JETRO北海道	011-261-7434	〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター9階
JETRO青森	017-734-2575	〒030-0802 青森県青森市本町1-2-15 青森本町第一生命ビル5F
JETRO盛岡	019-651-2359	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス3階
JETRO仙台	022-223-7484	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービルディング18階
JETRO秋田	018-865-8062	〒010-0951 秋田県秋田市山王2-1-40 田口ビル1F
JETRO山形	023-622-8225	〒990-0042 山形県山形市七日町3-5-20 富士火災山形ビル4階
JETRO福島	024-947-9800	〒963-0115 福島県郡山市南2-52 ビッグパレットふくしま3F
JETRO茨城	029-300-2337	〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎4階
JETRO栃木	028-670-2366	〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内2階
JETRO関東	03-3582-4953	〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階
JETRO千葉	043-271-4100	〒261-7123 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビジネスガーデン(WBG)マリブイースト23階
JETRO横浜	045-222-3901	〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル2階
JETRO新潟	025-284-6991	〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル5F
JETRO山梨	055-220-2324	〒400-0055 山梨県甲府市大津町2192-8 山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨4F
JETRO長野	026-227-6080	〒380-0936 長野県長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館1F
[同]諏訪支所	0266-52-3442	〒392-0021 長野県諏訪市上川1-1644-10 諏訪合同庁舎5F
JETRO福井	0776-33-1661	〒918-8004 福井県福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル6F

◆ジェトロ農林水産・食品輸出相談窓口 (2/3)

事務所名	電話番号	所在地
ジェトロ富山	076-444-7901	〒930-0866 富山県富山市高田527 情報ビル2F
ジェトロ金沢	076-268-9601	〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館4F
ジェトロ岐阜	058-271-4910	〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5-14-53 県民ふれあい会館第一棟6階
ジェトロ静岡	054-352-8643	〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町9-25 清水マリンビル5F
ジェトロ浜松	053-450-1021	〒432-8036 静岡県浜松市中区東伊場2-7-1 浜松商工会議所会館5階
ジェトロ名古屋	052-589-6210	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター18階
ジェトロ三重	059-228-2647	〒514-0004 三重県津市栄町1-954 三重県栄町庁舎2F
ジェトロ滋賀	0749-21-2450	〒522-0063 滋賀県彦根市中央町3-8 彦根商工会議所1階
ジェトロ京都	075-325-5703	〒600-8813 京都府京都市下京区中堂寺南町134 京都リサーチパーク2号館2階
ジェトロ神戸	078-231-3081	〒651-6591 兵庫県神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センター4F
ジェトロ和歌山	073-425-7300	〒640-8269 和歌山県和歌山市小松原通1-1 和歌山県庁東別館2階
ジェトロ鳥取	0857-52-4335	〒689-1112 鳥取県鳥取市若葉台南7-5-1 公益財団法人鳥取県産業振興機構内
ジェトロ松江	0852-27-3121	〒690-0826 島根県松江市学園南1-2-1 くにびきメッセ3F
ジェトロ岡山	086-224-0853	〒700-0985 岡山県岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所ビル8F
ジェトロ広島	082-535-2511	〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ4F
ジェトロ山口	083-231-5022	〒750-0018 山口県下関市豊前田町3-3-1 海峡メッセ下関国際貿易ビル7F
ジェトロ徳島	088-657-6130	〒770-0865 徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館3F
ジェトロ香川	087-851-9407	〒760-0017 香川県高松市番町2-2-2 高松商工会議所会館5F
ジェトロ愛媛	089-952-0015	〒791-8057 愛媛県松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ3F
ジェトロ高知	088-823-1320	〒780-0834 高知県高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア6F

◆ ジェトロ農林水産・食品輸出相談窓口 (3/3)

事務所名	電話番号	所在地
ジェトロ福岡	092-741-8783	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-11-17 福岡ビル4階
ジェトロ北九州	093-541-6577	〒802-0001 福岡県北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル8F
ジェトロ佐賀	0952-28-9220	〒840-0826 佐賀県佐賀市白山2-1-12 佐賀商工ビル4階
ジェトロ長崎	095-823-7704	〒850-0031 長崎県長崎市桜町4-1 長崎商工会館9F
ジェトロ熊本	096-354-4211	〒860-0022 熊本県熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所3F
ジェトロ大分	097-513-1868	〒870-0037 大分県大分市東春日町17-19 大分ソフィアプラザビル4階
ジェトロ宮崎	0985-61-4260	〒880-0811 宮崎県宮崎市錦町1-10 宮崎グリーンズフィア壱番館(KITEN)3階
ジェトロ鹿児島	099-226-9156	〒892-0821 鹿児島県鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館6F
ジェトロ沖縄	098-859-7002	〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター609号室

◆ 国税局窓口

各国税局酒税課(沖縄国税事務所においては間税課)へご相談ください(個別の免許相談については、最寄りの税務署の酒類指導官へお問合せください)。

事務所名	電話番号 (代表)	所在地
札幌国税局	011-231-5011	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎
仙台国税局	022-263-1111	〒980-8430 仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟
関東信越国税局	048-600-3111	〒330-9719 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館
東京国税局	03-3542-2111	〒104-8449 中央区築地5丁目3番1号
金沢国税局	076-231-2131	〒920-8586 金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎
名古屋国税局	052-951-3511	〒460-8520 名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎
大阪国税局	06-6941-5331	〒540-8541 大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館
広島国税局	082-221-9211	〒730-8521 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館
高松国税局	087-831-3111	〒760-0018 高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎
福岡国税局	092-411-0031	〒812-8547 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎
熊本国税局	096-354-6171	〒860-8603 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟
沖縄国税事務所	098-867-3601	〒900-8554 那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・ご責任においてご使用ください。ジェトロでは、可能な限り正確な情報の提供を心がけておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

日本酒輸出ハンドブック（台湾編）

2018年3月作成
作成者：
ジェトロ 農林水産・食品部
国税庁 酒税課
（無断転載を禁じます）
